

第2節 北朝鮮弾道ミサイル発射事案への対応

1 北朝鮮の情勢

北朝鮮は、平成28年2月の「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射以来、平成29年11月の発射事案まで、頻繁にミサイル発射を繰り返していた。この間、平成29年8月には、米国領グアムに向けて、我が国上空を通過する弾道ミサイル発射計画が表明されたことで緊張が高まる中、同月29日及び9月15日には、弾道ミサイルが北海道上空を通過して太平洋に落下する事案が発生した。

同年11月以来、北朝鮮は弾道ミサイルを発射していないなかったが、令和元年5月以降、再び発射を繰り返している。特に令和4年に入ってからは、かつてない高い頻度での発射を強行し、これまでに変則的な軌道で飛翔する弾道ミサイル、大陸間弾道ミサイル（ICBM）級の弾道ミサイル、新型の潜水艦発射弾道ミサイルなどを立て続けに発射しており、そのうち我が国の排他的経済水域（EEZ）内に落下したものも複数回あった。それ以降も、高い頻度で弾道ミサイル等の発射を繰り返しており、令和6年の発数は少なくとも22発である。近年では令和5年4月13日の大陸間弾道ミサイル（ICBM）級の弾道ミサイルの発射並びに同年5月31日、8月24日、11月21日及び令和6年5月27日の衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射においては、Jアラートの送信が行われている。

国際社会に背を向けて核・弾道ミサイル開発を継続する姿勢を崩していない北朝鮮が、今後、いかなる行動をとっていくのか、その動向を注視していく。

2 消防庁の対応

弾道ミサイル飛翔地域の住民の安全を確保するためには、国と連携した地方公共団体の的確な対応が求められることから、地方公共団体との連絡調整を担う消防庁では、北朝鮮の動向とそれに伴う緊張の高まりに応じて、都道府県担当者向け会議の開催や通知の発出を通じて、住民への情報伝達や被害情報の収集・報告、ミサイル発射に伴う落下物への対応

等について助言を行い、国・地方を通じた適切な体制の確保に努めている。

また、ミサイルが発射された際には、消防庁は直ちに情報連絡室あるいは消防庁長官を長とする緊急事態調整本部などの応急体制を整え、被害情報や119番入電情報を収集するとともに、必要な情報を地方公共団体に提供するなど、関係府省及び地方公共団体と連携して対応に努めている。

3 Jアラートによる情報伝達

弾道ミサイル発射情報等、対処に時間的余裕のない事態における住民への情報伝達については、携帯電話等に配信されるエリアメール・緊急速報メール、市町村防災行政無線等を介し瞬時に情報伝達ができるJアラートが重要な役割を果たすことになる。

Jアラートによる弾道ミサイル発射情報等は、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する又は領土・領海の上空を通過する可能性がある場合に伝達することとされており、令和5年4月には北海道、同年5月、8月、11月及び令和6年5月には沖縄県に対し、Jアラートを通じてミサイル発射情報等が伝達された。

4 普及啓発

Jアラートによる情報伝達の方法とともに、弾道ミサイル飛来時の行動について国民へ周知することも重要な課題である。国では、「屋外にいる場合は近くの建物の中か地下に避難、建物がない場合は物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る、屋内にいる場合は窓から離れるか窓のない部屋に移動する」などの弾道ミサイル飛来時の行動を周知するための広報リーフレットを作成し、都道府県及び市町村に対し、周知を依頼した。また、インターネット広告や内閣官房国民保護ポータルサイト等により継続的に広報を実施している（第3-2-1図）。

5 地方公共団体による訓練の実施等

弾道ミサイルが飛来する可能性がある場合には、地方公共団体が適切に対処すること及び国民が適切

に行動できることが重要である。そのため、地方公共団体の職員や実際に住民が参加する住民避難訓練等を全国各地で実施している。

第3-2-1図 弾道ミサイル飛来時の行動について



〈弾道ミサイル飛来時にとっていただきたい行動の例（避難訓練の場面から）〉



建物の中に避難する住民



用水路の橋の下に避難する住民



地下施設に避難する住民



屋内で窓から離れて避難する住民